

碧南市国民保護協議会委員名簿

| No. | 国民保護法 第40条4項 | 所属役職 | 氏名 | 防災会議兼務 |
|-----|-----------------|---------------------------------|--------|--------|
| 1 | | 会長 碧南市 | 小池 友妃子 | ○ |
| 2 | 四 | 副会長 碧南市 | 金沢 宏治 | ○ |
| 3 | 一 | 署長 衣浦海上保安署 | 諸戸 慎希 | ○ |
| 4 | 一 | 所長 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 | 伊藤 敏弘 | ○ |
| 5 | 一 | 所長 国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所 | 東野 隆之 | ○ |
| 6 | 二 | 大隊長 中部方面特科連隊第2大隊 | 高橋 昌信 | ○ |
| 7 | 三 | 警備課長 愛知県碧南警察署 | 高垣 志朗 | ○ |
| 8 | 五 | 署長 衣浦東部広域連合碧南消防署 | 永田 知己 | ○ |
| 9 | 三 | 所長 愛知県知立建設事務所 | 竹内 久敬 | ○ |
| 10 | 三 | 所長 愛知県西三河県民事務所 | 佐治 幹夫 | ○ |
| 11 | 三 | 所長 愛知県衣浦港務所 | 佐藤 正裕 | ○ |
| 12 | 三 | 所長 愛知県衣浦東部保健所 | 丸山 晋二 | ○ |
| 13 | 八 | 会頭 碧南商工会議所 | 長田 和徳 | ○ |
| 14 | 八 | 副会長 碧南市医師会 | 長田 和久 | ○ |
| 15 | 八 | 会長 碧南歯科医師会 | 齋藤 英延 | ○ |
| 16 | 八 | 副会長 碧南市薬剤師会 | 中根 秀樹 | ○ |
| 17 | 八 | 団長 碧南市消防団 | 岡島 晋一 | ○ |
| 18 | 八 | 代表幹事 碧南市連絡委員 | 新川 清司 | ○ |
| 19 | 八 | 委員長 碧南市赤十字奉仕団 | 杉浦 房枝 | ○ |
| 20 | 八 | 設備部長 西日本電信電話株式会社東海支店 | 本多 裕治 | ○ |
| 21 | 七 | 総務グループ長 中部電力パワーグリッド株式会社刈谷営業所 | 新原 敦 | ○ |
| 22 | 七 | 代表理事 碧南ガス協同組合 | 新美 宗和 | ○ |
| 23 | 七 | 部会長 愛知県トラック協会西三支部碧南部会 | 角谷 信二 | |
| 24 | 八 | お客様満足創造本部長 株式会社キャッチネットワーク | 小森 浩司 | ○ |
| 25 | 五 | 教育長 碧南市 | 生田 弘幸 | ○ |
| 26 | 六 | 総務部長 碧南市 | 山本 政裕 | ○ |
| 27 | 六 | 市民協働部長 碧南市 | 杉浦 智彦 | |
| 28 | 六 | 経済環境部長 碧南市 | 生田 和重 | ○ |
| 29 | 六 | 建設部長 碧南市 | 川村 哲弘 | ○ |
| 30 | 六 | 開発水道部長 碧南市 | 川村 哲弘 | ○ |

碧南市国民保護協議会条例第2条により会長及び委員35人以内で組織する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第40条第4項による委員。

- 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する。
- 二 自衛隊員のうちから市長が任命する。
- 三 県の職員のうちから市長が任命する。
- 四 市の副市長。
- 五 市の教育長及び消防署長。
- 六 市の職員のうちから市長が任命する（前二号を除く）。
- 七 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する。
- 八 有識者のうちから市長が任命する。